

東海農政局災害応急用ポンプ等の災害対策活動に関する協定書（案）

東海農政局土地改良技術事務所長（以下「甲」という。）と
(以下「乙」という。)とは、東海農政局災害応急用ポンプ格納庫内に保管している災害応急用ポンプ等（種類、保有台数等については別紙のとおり）に係る災害対策活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害応急用ポンプ等の貸出に伴う運搬車両の確保、車両運転要員の確保、ポンプ技術者の確保及び派遣の方法、その手続き等に関する事項を定め、もって、甲、乙の間の協力体制を整備し、災害応急用ポンプ等緊急応急業務（以下、「業務」という。）を迅速かつ円滑に実施することを目的とするものである。

（業務）

第2条 甲が乙に要請する業務は、台風や集中豪雨、地震、その他異常な自然現象により災害が発生した場合若しくは災害の発生のおそれがある場合又は工事事故等の不測の事態が発生した場合（以下、「災害時等」という。）に、災害箇所又は甲が指定する箇所（以下「活動場所」という。）への災害応急用ポンプ等の運搬、活動場所における据付、試運転及び活動場所からの撤去、運搬（以下「運搬作業等」という。）とする。なお、災害応急用ポンプ等の据付後の運転操作、保守管理（以下「操作管理」という。）は本業務の対象外とするが、激甚な災害が発生した場合等に、甲は乙に対し操作管理も含めた協力を要請することがある。

2 東海農政局土地改良技術事務所が保有する災害応急用ポンプ等を東海農政局管外で使用する場合、又は東海農政局以外の地方農政局土地改良技術事務所が保有する災害応急用ポンプ等を東海農政局管内で使用する場合も本業務の対象とする。

（提出書類の変更）

第3条 乙は、公募の際に提出した書類に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（運搬作業等の要請）

第4条 甲は、本協定書に基づき乙に災害対策活動の協力を要請する場合は、乙に対し口頭又は書面により要請するものとする。

2 甲は、協力の要請に当たっては、乙に対して災害応急用ポンプ等の種類・数量、運搬場所、運搬条件その他必要な事項を連絡するので、運搬車両の種類・数量、運転要員数その他必要な事項を甲に報告するものとする。

3 災害応急用ポンプ等の運搬又は排水ポンプ車の運転にあたっては、原則として2名体制（運転手及び運転助手）で対応するものとする。また、運搬時の安全性を支援するための先導車の配置については、運行予定道路を管轄する道路管理者や行政機関から発信されている道路情報などを参考に甲乙協議のうえ対応する。

4 災害応急用ポンプ等の設置及び撤去にあたっては、現地にて水中ポンプ等の据付・試運転が可能な技術力を備えた者で対応するものとする。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により甲から協力の要請及び指示があったときは、速やかに対応の可否を判断し、対応が可能であればこれに応じるものとする。

(契約の締結)

第5条 甲は、乙が第4条第5項の規定に基づき要請に応じたときは、甲乙協議の上、業務の契約を締結するものとする。

(活動場所における業務指示)

第6条 乙は、第4条第5項の規定により要請に応じた際には、速やかに甲が指示する場所へ集合するものとする。

2 活動場所における業務の指示は、原則として甲が派遣する職員が行うものとする。職員の派遣が困難な場合には、甲、乙及び災害応急用ポンプ等の借受者間での協議の上、対応するものとする。

(業務の期間)

第7条 乙が第2条の規定による業務を実施する期間は、第4条第5項の規定により要請に応じた日から災害応急用ポンプ等の据付・試運転の終了及び帰路まで、若しくは甲が指定する保管場所への運搬及び帰路までとする。

(業務の完了報告)

第8条 乙は、第2条の規定による業務が完了したときは、速やかに甲に書面により報告するものとする。

(損害の処置)

第9条 第2条の規定による業務の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない事由により災害応急用ポンプ等に損害が生じたとき又は第三者に損害を及ぼした時は、乙は、その事実の発生後、直ちにその状況を口頭又は書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期限は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了前に甲から申し出を行った場合、両者協議の上、新たに協定を締結するまでの間、本協定の有効期限を延長することができるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2
東海農政局土地改良技術事務所長
島尾 武文

乙 住 所

氏 名

災害応急用ポンプ等保有台数一覧表

(令和8年4月1日時点)

1. 災害応急用ポンプ

品名	仕様					外観寸法				保有台数 (台)	貸出可能 台数 (台)	備考
	口径 (mm)	全揚程 (m)	吐出量 (m³/min)	出力 (kW)	最低必要水位 (m)	ベース長 (cm)	ベース幅 (cm)	高さ (cm)	総重量 (kg)			
水中ポンプ	100	15	1	5.5	0.15	φ 28.0	68.9	49	4	4	4	付属品として、 ・サクションホース ・サニーホース ・継手 ・接続バンド ・ボルト・ナット ・パッキン ・固定用チェーン 等を多数保有。
	100	27	1	7.5	0.21	φ 37.5	77.3	113	3	3	3	
	100	35	1	11	0.21	φ 36.8	80.0	123	2	2	2	
	150	10	2	7.5	0.21	φ 36.8	82.5	106	2	2	2	
	150	15	2	11	0.21	φ 37.5	82.5	118	2	2	2	
	150	33	2	22	0.25	φ 45.3	91.0	231	2	2	2	
	250	10	8	22	0.35	φ 54.0	119.7	480	8	8	8	
排水ポンプ パッケージ	200×1台	10	5	12	1.0	—	—	35	2	2	2	付属品として、 ・排水ホース ・制御盤(50kg) ・フロート 等
	200×2台	10	5×2	12	1.0	—	—	35	1	1	1	
										計	26	26

2. 排水ポンプ車

品名	仕様					外観寸法(車両)				保有台数 (台)	出動可能 台数 (台)	備考
	口径 (mm)	全揚程 (m)	総吐出量 (m³/min)	出力 (kW)	最低必要水位 (m)	全長 (mm)	全幅 (mm)	全高 (mm)	総重量 (kg)			
排水ポンプ車	200×6台	10	30 (6台分)	12	1.0	7690	2280	2720	7900	1	1	
小型排水ポン プ車	300 150	10 30	15 4	—	1.0	5300	1700	2400	4365	1	1	※同時に2台は 使用不可

※排水ポンプ車の運転には中型免許((8t)に限る)以上が必要となります。

※小型排水ポンプ車の運転には準中型免許以上、テールゲートの操作にはテールゲートリフターの操作に係る特別教育受講証が必要となります。

3. 自家発電機

品名	仕様					外観寸法				保有台数 (台)	貸出可能 台数 (台)	備考
	出力 (kVA)	周波数 (Hz)	電圧 (V)	燃料 (ℓ)	運転時間	長さ (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)	総重量 (kg)			
自家発電機	25	60	220	65	約10時間/満タン	158	69	90	660	1	1	5.5kW×2台
	35	60	220	100	約10時間/満タン	202	88	130	1320	1	1	7.5kW×2台
	45	60	220	105	約17時間/満タン	175	88	142	1155	1	1	12kW×1台
	45	60	220	350	約56時間/満タン	175	88	176	1490	1	1	12kW×1台
	60	60	220	400	約56時間/満タン	208	100	156	1640	1	1	7.5kW×2台
	60	60	220	130	約17時間/満タン	197	88	140	1315	1	1	7.5kW×2台
	60	60	220	420	約56時間/満タン	197	88	163	1680	1	1	7.5kW×2台
										計	7	7

4. その他

品名	規格	仕様	外観寸法				保有台数 (台)	貸出可能 台数 (台)	備考
			幅 (cm)	奥行 (cm)	高さ (cm)	総重量 (kg)			
ポンプ制御盤	直入起動盤	水中ポンプ(7.5kw)×2台用	86	106	140	約400	1	1	
	インバータ起動盤	水中ポンプ(7.5kw)×3台用	85	40	155	約230	1	1	
	スターデルタ起動盤	水中ポンプ(22kw)×2台用	100	50	155	約250	3	3	
投光器	バルーン投光器	38000Lm, 発電機付	45	140	72	約27	1	1	
	バルーン投光器	110000Lm	22	22	112	約23	1	1	
	LED投光器	16800Lm, バッテリー12V(充電式)	45	140	72	約27	1	1	
	投光器用発電機	交流5.5kVA、100V/200V	78	62	69	約97	1	1	
鋼製水槽	有効貯水量5m³	連結用フランジ(φ 200)×2箇所付 水抜きドレーン×1箇所付	316	122	158	約1500	2	2	
災害応急用 運搬車	3tトラック	2WD AT 最大積載量3,000kg	1690	5150	2400	6305	1	1	

※災害応急用運搬車の運転には準中型免許以上、テールゲートの操作にはテールゲートリフターの操作に係る特別教育受講証が必要となります。